

学校いじめ防止基本方針

小山市立絹中学校

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるモノも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに互いに認め会える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりをすすめる。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、「いじめの未然防止・早期発見・早期解決」に向けて定期的（週1度の生徒指導部会を兼ねる）組織的に対応する。

構成委員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 各学年生徒指導担当

関係職員 特別支援コーディネーター 養護教諭 スクールカウンセラー

適宜

スクールサポーター 教育委員会指導主事 民生委員 小山警察生活安全課

小山市役所保健福祉部こども課 県南児童相談所 県南健康福祉センター

4 いじめ防止に関する具体的な取り組み (いじめアクションプランの実践と評価)

(1) いじめの未然防止の取り組み (いじめの起こらない学校づくり)

ア 年度初めに、「いじめ防止対策基本方針」の周知を図り、「いじめはしない。」
「いじめはさせない。」「いじめは許さない。」の共通理解をする。

イ 生徒の心を育て、学びの集団作り (豊かな心の育成)

- ・ 居がいのある学級作り。(いじめを許さない。)
- ・ 道徳の授業を要に心を育てる。
- ・ 各種行事で豊かな心を育てる。

ウ 生徒と教師で、何でも話し合える人間関係をつくる。

- ・ 職員が常時声をかけ一人ひとりの生徒の変化に気を配る。
- ・ ルールづくり、リレーションの確立した学級。
- ・ 適切な言葉遣いで誰とでも話ができる学級。
- ・ 生活ノートの日記指導をとおして、心の交流に努める。
- ・ 生徒が相談しやすい環境づくり。(教育相談の充実)

(2) 教師の授業展開の工夫。(わかる授業)

(3) 全職員での情報の共有化し、生徒指導の支援に生かす。

- ・ 週一度の生徒指導部会「いじめ対策委員会」での情報を全職員での共有し生徒支援に生かす。
- ・ 「hyper-QU」の活用により、望ましい集団づくりをする。

(4) 人権機関との連携の強化を図る。

5 いじめの早期発見に向けて

(1) 情報の収集

- ・ 学級、部活動指導時の声かけにより、異変を素早く感じ取る。
- ・ 毎日の日記指導により、変化に気づく。
- ・ 月に1度のアンケート調査
- ・ 心の相談室の利用
- ・ 学期に一度の教育相談
- ・ 電話連絡により学校の情報を保護者に知らせ、保護者からも情報を聞き取る。
- ・ 家庭訪問、授業参観時に保護者とのコミュニケーションを充実させる。
- ・ こども課・教育相談機関からの情報

(2) 情報の共有

- ・ 週3度の朝打合せによる情報交換
- ・ 隔週の学年会での情報交換
- ・ 毎週の生徒指導部会での情報交換
- ・ 毎日の職員室での情報交換

6 学校・家庭・地域の連携協力によるいじめ問題の取り組み

- ・ 学校行事・授業参観・部活動等とおし、学校の教育活動の理解協力を得る。
- ・ 絹地区の学校だより・学校だより・学級だより等で学校の活動を積極的にお知らせする。
- ・ 地域との交流を大切にした行事(絹地区体育祭・ふれあいの里訪問・ふれあい広場)の継承
- ・ 学校評議委員との連携。

7 ネットいじめへの対応

ア 未然防止

- ・保護者と連携して「携帯電話等を持たせない取り組み」「SNS を使用させない取り組み」を徹底する。
- ・情報教育での情報モラルの指導をする。
- ・インターネット・オンラインゲームの使用は、保護者の監督下で行う指導をする。
- ・有害サイトへの接続できないように、保護者にセキュリティーを強化してもらう。
- ・家庭教育学級・授業参観等で情報教育の研修会を開催する。

イ 対処方法

- ① 状況を確認する。(いつから、きっかけや原因等)
- ② 記録を残す。(日時、画面のコピー、URL 等)
- ③ 管理者へ連絡する。(書き込み削除依頼)
- ④ 警察本部県民相談室へ連絡する。(改善されないとき)

7 重大事項への対処

いじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事項と判断した場合は、以下のとおりに対応する。

- (1) 小山市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、小山警察生活安全課と連携し適切な助言を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、小山市教育委員会と連携し、必要に応じ弁護士、医師などの外部専門機関の協力を仰ぎながら本校の組織が中心となり学校組織をあげて行う。
- (3) いじめられた生徒やその保護者及びいじめた生徒その保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、随時適切な方法によりその説明に努める。
- (4) 本校委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、着実に実践する。

8 その他

学校基本方針が適切に機能しているか、本校委員会を中心として、PDCAサイクルで見直して、更なる改善を図る。